

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

1 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第66号	大字藤金字大下835-4	約0.13ha (1,342㎡)	平成22年3月5日
	大字藤金字大下835-5		
	大字藤金字大下835-6		

2 買取申出について

生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。

(1) 買取申出の理由

主たる従事者の農業を不可能にさせる故障により、生産緑地法第10条の規定による買取申出書が提出されたもの。

(2) 経緯

年月日	内容
令和4年3月14日	所有者から生産緑地の買取りの申出
令和4年3月29日	所有者に対して買取らない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和4年6月14日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

3 都市計画変更の手続き

買取りの申出により行為の制限が解除された生産緑地については、当該生産緑地の区域を削除する必要があるため、都市計画の変更手続きを経た上で、廃止をすることになる。

なお、市では、都市計画変更の手続きを令和4年中に行う予定である。

【位置図】



第66号生産緑地地区
赤：行為制限が解除された生産緑地